破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１７０号
茨城県土浦市摩利山新田247番地１
債務者　有限会社日光屋
代表者代表取締役　伊藤　義則
１　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳田　祐介
４　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時30分
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第８１３０号
東京都新宿区歌舞伎町２丁目10番８号サンライズビル４階
債務者　合同会社オリーブ
代表者代表社員　門司　　恵
１　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花崎　浜子
４　破産債権の届出期間　平成25年８月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０３号
広島市南区大州５丁目１番41号
債務者　有限会社寿輸送
代表者代表取締役　吉峰　寿也
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水谷　耕平
４　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月13日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５７号
福岡県遠賀郡芦屋町幸町１番22号
債務者　有限会社インテック九州
代表者取締役　吉原　蘭子（商業登記簿上の氏名中西蘭子）
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岡　直也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月２日午後１時20分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３１４７号
大阪府池田市神田２丁目１番34―205号
債務者　株式会社ウェルハート
代表者代表取締役　白石　　務
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　周一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１８号
札幌市中央区南５条西３丁目８番地
債務者　株式会社ネクストドア札幌
代表者代表取締役　瀧川　秀明
１　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岸　　巧
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９４号
東京都文京区関口１丁目11番10号
債務者　有限会社アド・ミニッツ
代表者代表取締役　本間　義久
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉野　匡彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午前11時40分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３３０号
大阪市中央区久太郎町２―５―19　丸忠第３ビル306号室、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市小松里町755番地
債務者　株式会社ハッピーバレイ
代表者代表取締役　稲葉　哲郎
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金　　奉植
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９５号
徳島県徳島市末広１丁目４―21正月事務所２階
債務者　株式会社協栄設備
代表者代表取締役　近藤　恵美
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野野村泰二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３４５号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内
債務者　株式会社海王
代表者代表取締役　安並　善啓
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　手島　将志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６６号
埼玉県入間市小谷田２丁目１番42号
債務者　有限会社秀栄工業
代表者取締役　本橋　豊子
１　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山元　勇気
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月23日午前11時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２３５号
和歌山市江南153番地
債務者　フクセン株式会社
代表者代表取締役　福本　勝守
１　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石津　剛彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後１時30分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２７号
高知県香美市香北町美良布1257―２
債務者　株式会社高知豊中技研
代表者代表取締役　嶋﨑　誠史
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　重松健二郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午後２時30分
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６６号
石川県白山市剣崎町112番地
債務者　株式会社大瀬研究所
代表者代表取締役　大瀬　九一
１　決定年月日時　平成25年８月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊田　慶宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月６日午前10時30分
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第７８１１号
東京都千代田区丸の内１丁目８番３号　丸の内トラストタワー本館20階
債務者　エクセルビジネスマネジメント株式会社
代表者代表取締役　林　　悦男
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　粟田口太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９１１号
東京都港区海岸３丁目20番20号
債務者　株式会社パーフェクトアイズ
代表者代表取締役　朝川　幹夫
１　決定年月日時　平成25年７月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯塚　卓也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部